

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

共通

新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方につきましては、新しい申告が反映されずに負担割合の判定がされている場合がございます。申告内容の確認ができ次第、正しい負担割合の高齢受給者証または、後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

配達は、郵便局の事情により、2週間程度かかる場合があります。配達日に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後の受け取りは、保険年金課(田無庁舎2階)のみでの受け取りになります。各係へ本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポートなど)をご持参ください。

国民健康保険高齢受給者証

⑧ 70～74歳の国民健康保険被保険者
国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□ 2割負担の方

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ① 世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ② 同じく2人以上…520万円未満
- ③ 被保険者と同じ世帯に後期高齢者

医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□ 3割負担の方(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により2割負担となります。※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶ 保険年金課 国保給付係 ☎

☎ 042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日から利用できる保険証を、7月上旬から被保険者1人ずつに簡易書留で送付します。

□ 保険証の大きさが変わります

令和2年8月1日から、保険証の大きさがカードサイズに変更となります。カードサイズの保険証(オレンジ色)は、簡易書留で7月上旬にお送りします。7月31日までは、現在の保険証(青竹色)を使用しますので、破棄・返却しないようお願いします。

□ 新しい保険証

オレンジ色(有効期間：8月1日～令和4年7月31日)

◆負担割合の判定基準

保険証の負担割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

□ 1割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者などの収入

の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ① 世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ② 同じく2人以上…520万円未満
- ③ 被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□ 3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により1割負担となります。※該当すると思われる方へ6月末に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶ 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎

☎ 042-460-9823

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。▶ 子育て支援課 ☎ 042-460-9840

◆児童扶養手当

⑧ 次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者(公的年金の受給額により受給可能な場合あり)

- 父母が離婚
- 父または母が死亡または生死不明
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生^{など}

※詳細はお問い合わせください。

□ 支給制限 児童が次の状態にある場合は該当しません。

- 里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 請求者以外の父または母と生計同一
- 父または母の配偶者(事実上の配偶者※を含む)と生計同一
- 請求者または児童が日本に住所を有しない場合

※単身の異性の住民票が同居所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受等が行われている場合を含む

□ 手当の支給月

申請日の翌月分から支給を開始し、年6回(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分を支払います。

□ 支給金額(月額) 単位：円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,160	4万3,150 ～1万180
2人目加算額	1万190	1万180 ～5,100
3人目以降加算額(1人につき)	6,110	6,100 ～3,060

◆特別児童扶養手当

⑧ 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。※児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童の障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合は支給されません。

□ 手当の支給月

申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分を支払います。

□ 支給金額 単位：円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万2,500	3万4,970

◆各手当共通

□ 所得制限

受給者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1、2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□ 注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表1 令和2年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表
(平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得、児童扶養手当：令和2年11月～令和3年10月分、特別児童扶養手当：令和2年8月～令和3年7月分の手当に適用) 単位：円

扶養親族の数	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	本人	孤児などの養育・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者	
0人	49万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	87万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	125万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	163万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万			1人につき加算21万3,000	
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})	
	老人扶養10万		老人扶養10万		

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2 所得から控除できる額 単位：円

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当
	受給者(父または母)	受給者(養育者)配偶者・扶養義務者	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万		
障害・勤労学生控除	27万		
特別障害者控除	40万		
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額		

※配偶者は寡婦(夫)控除なし